



国海安第 57 号

平成 22 年 6 月 28 日

社団法人 日本船用工業会
専務理事 北村 正一 殿

国土交通省海事局

安全基準課長 久保田 秀夫



原動機の放出量確認等業務要領の制定について

標記につきまして、改正 MARPOL 条約附属書VIの発効に伴い、船舶からの大気汚染防止を目的とした海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 33 号）及び関係政省令が平成 22 年 7 月 1 日から施行される予定となっております。

これに伴い、原動機の放出量確認等業務要領を制定し、同日（平成 22 年 7 月 1 日）から適用することといたしましたので、関係各位への周知を含めよろしくお取り計らい頂きますようお願い申し上げます。なお、これに伴い「原動機の放出量確認等業務要領」（平成 17 年 3 月 31 日付け、国海安第 165 号）は、廃止いたします。

